



Title	『ミヒヤエル・コールハース』における正義の概念(翻訳) 続
Author(s)	横谷, 文孝
Citation	明治大学教養論集, 369: 73-97
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/13099">http://hdl.handle.net/10291/13099</a>
Rights	
Issue Date	2003-03-31
Text version	publisher
Type	Departmental Bulletin Paper
DOI	

<https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/>

## 『ミヒャエル・コールハース』における 正義の概念\*1

(翻訳) 〈続〉

横 谷 文 孝

S. 63\*2

社会におけるミヒャエル・コールハースの立場を明らかにするのは、特にマルチン・ルターとの関係である<sup>41</sup>。行動過程にルターが初めて介入した際、コールハースは直ちに「彼の知れる最も大事な、最も尊敬すべき名、マルチン・ルターの名」\*3を口にしてしている。(S. 37) コールハースが法と究極的に和解する頂点の一つは、「ルター博士の使者として、今は失われたが明らかに非常に注目すべき自筆の手紙を持って、神学者ヤーコブ・フライジングが彼の牢獄に入って来るのを見たり、神学者に手を貸した二人のブランデンブルク副僧正立会いのもと、この神学者から聖餐の恵み」を受けたりする「満足」である。(S. 89) この関係から過大な結論を引き出すべきではないだろうが、しかし既に分析された状況証拠との関連で見過ごされてもならないだろう。社会学的な分析が誠に嫌いな神学者さえもが、宗教改革「全体に市民的な特徴を認めたい、ある意味で認めることができる」と告白せざるを得ない時や、「中世初期の領主教会や民主的プロレタリア的に感染したセクトと宗教改革とが対比される時には」<sup>42</sup>そうである。

## S. 64

ミヒャエル・コールハースは彼自身の告示の中で、確かに、解雇された兵士や主人無き下男、落ちぶれた市民から成る無産プロレタリアに呼びかけ、粗野なセクト主義者の口調で語ってはいるが、他方では、市民階級に、また宗教の彼等の形式にすっかり恩義を受けている。ルター自身と同様、ミヒャエル・コールハースは有産市民階級だけに頼ることができなかった。ドレスデンの墮落した（いずれにせよ特徴的なことに、カトリックの）宮廷と廷臣に対する反乱は、貧乏人や無産者の援助がなければ成功できなかった。

ルターが1517年初めてカトリック教会の教理と憲法に反駁した時、彼の反対派はまだ特定の性格を全く持たなかった。彼等は以前の市民的異端信仰の要請を越えることなく、前進的な傾向を一つたりとも排除しなかったし排除できなかった。最初に全ての反対分子が統一され、最も決定的革命的エネルギーが応用され、カトリックの正義信仰に対してこれまでの異端信仰の総量が弁護される必要があった<sup>43</sup>。

しかし結局ルターは市民・貴族・王侯サイドに味方し、運動の大衆的要素を放棄した。

ドイツでは、当時の発展を齎した有産市民階層は、彼らの政治全体において領主に依存していた。ルターがこれらの領主に完全に屈服したことは、彼の活動全体の本質から起こることである…彼の全体状況から、彼はこれまでキリスト教会でお上がその都度所有していたよりもっと高い地位を、彼等に与えねばならなかった<sup>44</sup>。

こうしてルターはクライストの小説の中で全く次のように描かれている。最初は彼はコールハースの一見プロレタリアートのセクト主義から不快感を受けている。特徴的なことにルターは、一見平民側で闘っているセクト主義者を非難する。争いの原因の「取るに足らない財産」と、それがもとで引き起こされている財産と血液に関するほとんど予測のつかない損害とが、不釣り合いだからである<sup>45</sup>。その哀れな男は、彼自身の「取るに足らない財産」を求めることによって、有産階層の「より高価な財産」を決して無にすべきではないのだ。それ故にルターは、コールハース令状を神から任命されたお上に対する傲慢としか解釈できないのである<sup>46</sup>。

コールハース、汝正義の剣を揮うため遣わされたと称する者よ、盲目的な激情の狂気に駆られ、不遜なる者よ、汝こそ頭より趾先まで不正に満たされて何をなそうとするのか。(S. 36)

これが農民達に対して次のように書いたのと同じルターである。

世界には厳密なきびしい非宗教的な支配が必要である。キリスト教徒たる者は再要求しても望んでもいけないにせよ、借りた物を横領したり

## S. 65

奪ったりせずに返却するようにと悪人たちに強制し強いる支配が必要なのである。世界が荒れ果てたり、平和が減びたり、人々の取り引きや共同体が全く水泡に帰さないために必要なのである。世界を福音 (Evan-gelico) に従って支配すべきだとするなら、また、正しいことを行ひ引き受けるようにと、法と暴力を使って悪人たちを駆り立てたり強制したりしてはいけないとなると、どんなことでも起こってしまうであろう<sup>47</sup>。

しかしコールハースが、ルター自身と同じように、プロレタリアの『ならず者』をただ合法的な訴訟にとりかかるために利用していること、コールハースのセクト的な令状はそれ故に貧者への真の加担を意味してはいないこと、それが現存秩序の転覆を目指してはいないことにルターが気付くとき、彼はコールハースのために選帝侯にとりなす用意ができる。「考えてもみよ、事情が世間の評判通りとすればお前の要求していることは正しいことだ。」(S. 40)！ルターはそれ故に「お前のために選帝侯と交渉してみよう」と約束し(S. 40)、これを手紙でも行なう。手紙は、「一般に知られた通り、訴えを握りつぶしてしまったヒンツ殿とクンツ殿、侍従、猷酌侍従フォン・トロンカ」の行為に関して、明白さの点で申し分のないものである。—ルターが実際に封建貴族に対して普段も齒に衣を着せなかったように。「...それは貴族のゴミでもあり、そして臭くとも何の役に立たなくとも貴族の体から出ているのだ、と恐らく自慢しているのかも知れない。」<sup>48</sup> 当時の政治的宗教的党派に対するルターの関係は、それ故『ミヒャエル・コールハース』の中に、本質的な特徴の点で、実に正しく模写されている。なぜならルターは、16世紀の社会的発展の優遇されたグループ側に味方したからである。そしてそれは、『ブルジョア都市貴族、侯爵領、貴族層、都市や地方の新しい各州官庁』であった。また、優遇されることの少ない側に、『大衆、都市プロレタリア、農民、そして彼らとともに、農民的運命に結びつけられた...民主的性格を持つ地方小貴族』に反対した<sup>49</sup>。

勿論、コールハースの法解釈は、全く本質的な点でルターのものとは異なっている。ルターは法を最終的に神から与えられたとみなし、歴史から成長したものとはみなしていない。社会秩序は単に事実上 (de facto) 存在するだけではなく、神の法に従ってあるがままのものでもある<sup>50</sup>。ルターにとってそれゆえ、コールハースに全く共感するにも拘わらず、神から任命された君主の下で完全な屈服を求められる家臣が、法を自身で引き受けてもよい状況はない。国家の法に擁護されなかった自分は人間社会から追放されてい

る、というコールハースの解釈は、ルターにとって完全に理解できない『思想の狂気』(S. 38)である。はっきりと特権階級と結びついているこの『神の法』を、コールハースは二回拒絶する。一度目は敵を許すようにという臨終の妻の無言の願いに、彼が

## S. 66

『田舎公卿めは神かけて許すものか』と答える時である。二回目は、ユンカーを許すようにとルターが彼に要求する時である。『「先生」とコールハースは彼の手をとって顔を赤らめながら言った。—「どうだな。」—「主もすべての敵をお許しにはなりません。私の二君たる両選帝侯、また城守と執事、それにヒンツ殿とクンツ殿、なおこの事件で私に害をした人々は許ささせて頂きましょう。しかし公子は、できることなれば私の馬を肥やさねばなりません。』」(S. 41) フリック (Fricke) がコールハースの最初の発言を、彼は『ユンカーを許す気持がある。しかしまさに哀れな人に哀れみを与えるようにである』<sup>51</sup>と理解するなら、それは、コールハースの事実上の行動方法や後のルターへの明白な拒否と対立している。

ルターの中に、グンドルフ (Gundorf) が言うような『具現化された良心、神から与えられた理性、人間味ある節度』<sup>52</sup>を見るのは決して正しくない。ルート・バオマン (Ruth Baumann) がこの解釈に反対して次のように強調しているのは正しい。ルターは『ここでは、コールハースに「不正を認識」させる「神から与えられた理性」ではなくて、国家と教会の代理人である。』<sup>53</sup> コールハースをここで拒否するのは、決してルターの『急進的なキリスト教的要請』<sup>54</sup>ではなくて、支配者達を家臣の復讐から—しかし家臣を支配者達の恣意的な暴力からではなく—護るというその社会的職務である<sup>55</sup>。フリッケ自身は『赦し』という言葉がルターが利用する際の危険な曖昧さを指摘している。『ルターは敵を神の前で赦すというキリスト教徒の覚

悟を語っているのか—或いは少々のごことは大目に見るあの赦しについて語っているのか。』<sup>56</sup>事実ルターはここで、由々しくも真の宗教的な要求を世俗的な合目的性と結びつける政治的に便利な宗教と、キリスト教の隣人愛との間の境界を曖昧にしている。

これらすべてから、ミヒャエル・コールハースの社会的地位は、いや同時に宗教改革時代に由来するこの小説の法的問題の重要性も、フランス革命の時代に適うように幾分更に鋭い輪郭を獲得したのかも知れない。

さて残る別の問題圏を語るべきだろう。つまり予言女のエピソードである。これは先ず第一に見かけ上は、この論文の中で要請されている問題といかなる関係も示さない。しかし、自然法と超自然法との対立を構成するために、そしてそこから、我々のこれまでの結果と矛盾する非合理的-形而上学的法解釈を『ミヒャエル・コールハース』に対して要求するために、まさにこのエピソードをかなり多くの批評家たちが利用した。この理由から我々も予言女のエピソードを我々の解釈に含めなければならない。

1832年のクライスト遺稿集序文の中で、

## S. 67

ティーク (Tieck) は、『ミヒャエル・コールハース』におけるこのエピソードの『幻想的な夢の世界』を批判し、次のように主張している。この「不思議なジプシー女」は、読者を「真実と自然を通してこれほど長く惹き付けた」第一部のリアルな書き方にふさわしくない、と<sup>57</sup>。そして自らロマン主義者である彼は、「読書界の慣習的要求」<sup>58</sup>にクライストが譲歩している、と非難している<sup>59</sup>。クライストをロマン主義或いは実存主義の詩人と理解している人は、このシーンによって—クライストの作品における他の類似の霊-幽霊-不思議現象もまたそうであるように—悩まされることは殆どない。役立つものが他に無いなら、然りそのシーンを相変わらず神秘的に—深遠に、象徴

だと解することが確かにできる<sup>60</sup>。ティークのようにクライストのまさに『リアリズム』を称える人には、そのようなエピソードの中に、ロマン主義の時代趣味に対する単なるお辞儀以上のものを見ることははるかに困難になる。しかしながらティークもまた、『ミヒャエル・コールハース』全体を非難したくないなら、このエピソードの意味を小説全体の構成の中で解釈しようと努めなければならないだろう。そのようなわけで、例えばジョン・R・キャリー (John R. Cary) はこの作品を「見たところは勝手な計画とロマン主義の超自然的な仕掛けを含む、統合された全体として」<sup>61</sup>見る試みをしているし、「この作品は、アウトローたるコールハースとサクソニヤ選帝侯間の争いに集中している」、というテーゼを立てている<sup>62</sup>。これがもう私には単純化に思われる。この単純化によってブランデンブルク選帝侯、トロンカ一派のさまざまなメンバーの少なからず重要な人物たち、特に、然り最初はそして小説のずっと先に至るまで、コールハースの敵として注目を浴びるヴェンツェル・フォン・トロンカは、容赦なく無視される。この対立からノヴェレの統一を構成するためにキャリーが採用せざるを得ない自然法と超自然法との区別は、少なからず不快である。「選帝侯はコールハースとの取引において侯国の法を履行しようとしているが、まさに開始から、法律保護を奪われたこの対抗者と選帝侯の関係は、人間によるだけでなく人間外の法によっても統治されたものであった、ということをつた遅れて発見しただけであった。反逆者コールハースは人間社会の管轄外に身を置いたが、超自然法は彼の味方である。」<sup>63</sup>我々がこれまで、この小説におけるクライストの法概念について述べて来たことからすると、この分析は全く誤りである。クライストは、コールハースの自助をまさに「自然」法として一つまり（ルソー的な）自然状態の法として一記述したのであって、「超自然」と記述することは全くなかったであろう。一方国家の法則は、国家的に組織されていてそれゆえに自然法から疎外されているので、「不自然」なばかりでなく墮落している。確かに、「サクソニヤ選帝侯が決して誠実に行動していないとは



どこにも示されていない」<sup>64</sup>ことは認めることができるけれども、彼が国家の法律を履行しようとしているとは言えない。カルル・シュルツ-ヤーデ (Karl Schulz-Jahde) の次の主張は、私の意見では正しい。利己的な日和見主義がトロンカ、

## S. 68

カルハイム、ザクセン選帝侯の行動を決定しており、国家権力の日和見主義がルター、ヴレーデ、ゴイザウ、ブランデンブルク選帝侯の行動を決定している、と彼は述べている<sup>65</sup>。しかしザクセン選帝侯とブランデンブルク選帝侯を比べると、前者はかなり成績が悪い。まず第一に、彼は国内で生ずる万事に対して、彼の絶対責任のあまりに多くを墮落した臣下になすりつけている（彼の下にこれほど多くの墮落した臣下がいることからして、啓発的である）。最後に止むを得ない事情で彼に真相が語られる時にも、彼は正当にというより戦術的に正しく行動する—「国家の法に依じて」という限定された意味においてさえそうである。こうして彼は、ルターと宰相ヴレーデから提案された恩赦を選ぶ決断をする。それが彼にとって正当に思われるからではなく、「侍従の不当な計らいの故に国中に漲る一般の不满」（S. 45）に直面して、唯一の実践可能な行動方法に思われるからに過ぎない。またコールハースの信奉者の数がこの間に400に高まってしまい、さらにその2倍、3倍に上りそうだったからである。（S. 45）それ故に、コールハースの暴動抜きに正当な要求を聞くことになった時にも、トロンカの処罰が「適切」に思われなかった時にも、選帝侯はそれらの要求を顧慮しなかった、と推測するのは恐らく正し過ぎるほど当然である。彼はこうして君主と家臣間の契約精神に背く—行動によってというよりはむしろ受動的な傍観によって<sup>66</sup>。—そして彼はそれによって絶対主義国家の全く本質的な弱さを指摘する。つまりその国家は全く支配者の性格次第である。

こうしてコールハースが、単に成文化された解釈に対して法律の絶対的超越的解釈を主張している、と信じるのは全く誤りだと見られている。いずれにせよ『ミヒャエル・コールハース』における完全に抽象的自然法的法解釈に直面すると、この区別が支持されることはない。コールハースは何といてもザクセン国家の成文法に拠り所を求める。それゆえに、トロンカー族に対する彼の訴訟は、すべての法学者たちが保証した通り、事実完全に明白なのである (S. 21)。彼に反乱の権利を与えるのは、超自然法ではなく、彼の自然法が不当にも彼には知らされないという事実であり、この法律違反によって彼が共同社会から追放されるという事実なのである。最後にザクセン選帝侯はコールハースが「皮剥ぎ人の手で真っ赤な火挟みに挟まれ、八つ裂きにされ、車輪と絞首台の間で焼かれるように」と断罪させるのだが、この時彼は恩赦という彼自身によって設定された法を破るのである。(S. 77) ナーゲルシュミットに宛てたコールハースの厄介な手紙でも正当化できないこの明白な法律違反は、選帝侯自身が自国の掟に頼っていないことを示している—そもそもまずコールハースを

## S. 69

この手紙執筆に追い込む種々の事情は全く別であるが。つまり「保護検束」から実際の逮捕へと変わってしまうのは、法的に正当な本来の協定に反しているのである<sup>67</sup>。

クライストの意図に一層近い解釈を見つけるためには、予言女のエピソードを小説全体の関連の中で別様に解釈しなければならないと思う。目立つのは、まず第一に、ジプシー女の予言に対するザクセン選帝侯の反応とブランデンブルク選帝侯の反応の違いが、小説そのものの中ではっきりと浮き彫りにされていることである。ブランデンブルク選帝侯は、偏見のない君主として、始めから予言をペテンとして扱い、せいぜい楽しい気晴らしのためにそ

れに同調している。まだ予言女に出会う前に彼は、「この不思議な女の評判を……人々の見ている前でからかって台無しにしてやろうと」決める。(S. 90) 予言女と出会っても彼は深い畏敬の念を抱くことはない。なるほど彼はよい予言を受けて、予言女の術が本物であるようにと願いたい気持ちにほとんどなっているが、しかしその後でさえ彼は、「予言はありふれた詐欺(である)」と尚も考慮しているのである。(S. 93) この出会いのほとんど最後まで、ブランデンブルク選帝侯はそれ故に「偏見を持たない」ことが判明する。勿論彼も屠殺場の犬が死んだ鹿を引き摺って来て、「下男と女中に後を追われて、我々から三步のところまで地面に落とした」(S. 93) 時には驚いている。この驚きは、類似の偶然時に多分我々すべてを捉えるようなものである<sup>68</sup>。しかしブランデンブルク選帝侯は、このエピソードについてそれ以上は考えなかったように思われる。いずれにせよ我々はそれ以上のことは何も聞いていない。彼はすべてを、説明不能な、しかしそれ以上の意味を持たない偶然だと判断したように思われる。

全く違った反応をして、その反応を通じて迷信的なヒステリックな、幾分弱い人間としてクライストから特徴づけられているのは、ザクセン選帝侯であり、不当にもそういう人に政府の業務が任されているのである。とても疑わしい(そしてそもそも決してはっきりと語られることのない)予言を、精々自身の意志の確認あるいは自身の行為への刺激と見るような、自身の行動力と慎重さによってではなく、好奇心と将来に対する病的な恐怖を抱きながら、ザクセン選帝侯は未来に対抗しようとしている。ブランデンブルク選帝侯とは違ってあまり落ち着きがなく、受動的に出来事によって駆り立てられる彼は、犬が死んだ鹿を市場広場へ引き摺って来るとき、彼の印象についてこう報告している。「冬の日に天から落ちる稲妻でも、この光景ほど私を打ちのめすことはできないであろう」(S. 93)、そして彼は、紙切れを手に入れるためにすべてを動員し、ついには完全に自己同情、嘆き、無感動に沈む。彼が意図しているものを完全にはっきりと

## S. 70

浮き彫りにするために、クライストはさらに、「当時ザクセンで声望高かった」(S. 98) オルデンホルムとオレアリウスという名前の二人の占星術師も登場させ、そして見え透いた無意味な助言ごとを続けさせ、その結果、「ドレスデンの城の塔に数日間籠って深遠な探究を続けたが、予言の関するところは後世なのか現在なのか、ひょっとすると今尚危険な関係にあるポーランド王国が意味されているのか、二人は合意に達することができなかった」(S. 99)。特徴的なことだが、クライストが皮肉を込めて「学術論争」(S. 99)と呼んでいるこの空しいおしゃべりによって、「絶望とは言わないまでも、この不幸な主君が陥っている不安がただ強められ、遂には彼の魂には全く耐えがたい程にまで高められている。」クライストのこの状況証拠を基にして、予言女のエピソード全体を、迷信と迷信を支えるロマン派への風刺だと読むこともできる。後期ロマン派の作家たちは、いずれにせよクライストは条件付でその仲間に数えられるが、魔女信仰と予言をこうしてしばしば嘲っている。例えばカール・イグナツ・ガイガー (Carl Ignaz Geiger) の『魔女と幽霊に関する訓戒』を考えてみてほしい。そこでは全く上辺だけ『啓蒙主義に対して訓戒がなされ、素朴な読者に、護符、顕現日の水、ルカの紙片、トレンチヌスのパン、モニカのベルトが、魔女や幽霊に対する唯一効果的な防護用具として薦め』<sup>69</sup>られる。いずれにせよ目立つのは、クライストが小説のこの部分を『フェーブス』に掲載させなかったこと、それ故、多分まずベルリンでロマン派の友人達とドレスデンのカトリックの雰囲気を回顧して書いたことである。そして特徴的なのは、彼のロマン派の友人達が、『ミヒャエル・コールハース』のまさにこの段落のところで、非常に不快に感じていることである。

「啓蒙的」と「迷信的」とのこの全く単純な対照を作り出すために、これ

ほどの努力とこれほどの紙をなぜクライストは厭わなかったのか、と誰もが自問できる！ 私のテーゼは、それがここでは小説の中心テーマだからである。クライストが彼のために明白な歴史的偽造を犯しているほど中心的なのである。予言女のエピソード全体が彼自身の創作であることは別としても、すでにティークは批評した。「そして選帝侯自身については何とと言うべきなのか？……ロマンティックな、惚れやすい、奇妙な夢想家として挙げられているこの人については？ この小説の規模にふさわしいのはどうしても賢者または不屈の人フリードリヒでしかあり得ないのだから。」<sup>70</sup>クライストはしかし、彼の理想とするブランデンブルク選帝侯の対照人物として、これとは実にはっきりと違っている人物を必要とした。客観的にはほとんど欠点がないが、人格としては、古き封建的な腐敗した侯国を特徴づける人物が必要だった。ブランデンブルク選帝侯が、進歩的市民階級に一層密接な、啓蒙的、現代的な侯国を特徴づけているのと同様である。この像においては、迷信、予言、占星術は他と並ぶ特徴であるばかりでなく、

## S. 71

ザクセン選帝侯の内面状態を暴露する決定的な特徴である。その特徴はザクセン選帝侯がまだ内面的に中世に傾いていることを示している。つまり、カトリック的<sup>71</sup>、迷信的、封建的であり、彼のモラルにおいては、宮廷のルーズな因習による市民像にまだ全く相応している。この性格の特徴を通じてのみ、それ自体は価値のない紙切れが、コールハースにとっては担保の価値を持つのである<sup>72</sup>。

「近代的」、「啓蒙的」、市民的なコールハースと、いまだ「中世的な」腐敗した国家、その内面状態の所為でコールハースの権利要求を真面目に受け取ることが全くできない国家との衝突を通して、破局が生ずる。クライストのザクセン選帝侯批判は、当時広い範囲で、刷新された啓蒙的な市民側の激し

い攻撃目標であった君主の一つのタイプを狙っている。こうして例えばニコラウス・フォークト (Nikolaus Vogt) はその著『西欧共和国について』の中で次のように書いている。(1788)。「だが、君主が国民の労働の汗を勝手気儘に蕩尽しているのに、しばしば国民の大部分が食物を十分に保てないなら、また、君主があらゆる快樂の節度なき享樂にかまけ、幼稚に遊び半分で、国家の行政を完全に等閑にしたり、あるいは国民を彼のお気に入りと大臣の抑圧、不正に委ねるとすれば、国民も是非発言権を持つべきだろう。閣下、あなたはもはや私達の君主ではありません、私達はもはやあなたの臣下ではありません、と。」<sup>73</sup>

予言女に関するエピソードは、コールハースの要求に一種彼岸の品位を与えるどころか、逆にザクセン選帝侯の極めて現世的な欠陥を非常に明瞭に示すことに役立っている。ジョン・R・キャリー (John R. Cary) が、「コールハースは古典的な起源の異教神から保護されている、という種々明白なヒントをクライストは与えている」<sup>74</sup>と言う時、彼はまず鹿を、小説では何の指摘もないのに、「古典的な起源の神聖な動物」と解釈しなければならないし、ローマの巫女についての二義的な指摘<sup>75</sup>を、次のように解釈し変えなければならない。「ジプシーは、死から生還したコールハースの妻リースベートに他ならない (原文のまま!) のだが、ローマの巫女に例えられている (原文のまま!)」<sup>76</sup>。コールハースの妻だという仄めかしは、いずれにせよ小説の中では決して事実として伝えられてはいない。博勞が、「彼女と彼の亡き妻リースベートとの間の奇妙な類似に気付いた」(S. 85)、と単に言われているだけである<sup>77</sup>。それ故、テキストをいくらか理性的に読むと見て取れるものをはるかに超える深遠さが、この一出来事の中にこじつけられている。

予言女との出会いは、全く非ロマン的、日常的、現実的に述べられている。コールハース自身は、ジプシー女と彼女の力を荘重に扱うことは殆どせず、ブランデンブルク選帝侯と同様、まだ一度も特別好奇心に駆られること

のない「演劇」として扱っている。彼は彼女の術を幾分低く見て、「暦をめくっては占う」(S. 72) と称していて、自身は

### S. 72

彼女の占いを受ける関心がいささかもない。(S. 75) ザクセン選帝侯向けの秘密のメッセージを、彼は微笑しながら、一種の護符と見なしている。「本当を申しますと、ドレスデンではひどい目に遭いましたけれど、命には別条ありませんでした。ベルリンではどうなりますか、そこでも命が保てますか、先のことはわかりません。」(S. 73) 彼は護符を身につけるが、ジプシー女がその中に入れて彼に託したメッセージを熟慮することはしない。ジプシー女と二度目に出会ってようやく彼は自分の力を意識する。しかし牢獄でジプシー女と話し合う場面でも、クライストは、神秘的なまたは不可思議な雰囲気作りは慎重に避けている。それ故に、「魔術的リアリズム」<sup>78</sup>というのには当らない。ジプシー女は依然としてジプシー女に他ならない—ザクセン選帝侯が迷信に囚われ過ぎて彼女を買い被ってしまうだけのことである。

コールハースの権利闘争の「より高貴な尊厳」は、小説の終わりで彼岸の寓話めいた冥界と異教の神々の象徴から生ずるのではなくて、記録原本とは明白に異なる結末展開の中で<sup>79</sup>、全く現世的に、民衆とブランデンブルク選帝侯を通じて生じるのである。

亡骸はすべての人々の悲しみのうちに柩に納められ、郊外の墓場に立派に埋葬するため担い手が柩をかつぐと、選帝侯は故人の二人の子息を呼び、彼らは貴族学校において教育を受けさせることにすると宰相に告げて、騎士に補した。(S. 91)

このような叙階を承認する必要があるブランデンブルク選帝侯の神的な権威

は、少し前に儀式 (Rituel) によって確認された。その中で選帝侯は、裁判の最高擁護者として、「当時の最も正しいまた最も恐ろしい人物」(S. 6) コールハースに尋ねる。「私に満足かね?」。コールハースの方は、答える代わりに無言のしぐさで、選帝侯の神祕的権威を認める。「湧き上がるさまざまな思いに堪えかねて、両手を胸に組んで遠くから、選帝侯の前に跪いた。」(S. 90)

先ず一旦は事物 (つまり二頭の馬) を巡る争いとしての係争を変容するために、クライスト自身が一部貢献していることがわかる。勿論、この結末によってこのように賞賛された法秩序の矛盾を、完全に消し去ってはいないが。というのは、ブランデンブルク選帝侯も、ザクセン選帝侯との対比で理想像<sup>80</sup>として詳述されているとすれば、結末で神格化されてはいても、由々しいどころか非人間的な特徴から完全に免れてはいない。小説のすぐ最初で、ゴイザウから提出された請願書を選帝侯が「彼の宰相カルハイム伯爵」に渡すのは、必ずしも安全ではない。選帝侯は、トロンカー門とカルハイム伯爵の

### S. 73

親戚関係をほとんど見抜くことができないし、またその後選帝侯に、ハインリヒ・フォン・ゴイザウが全く偶然に、「この奇妙な非難には値せぬ男の話を開かせる」(S. 68) まで、二度とそのことを気につけないのだから。リースベートの死に責任のある彼の見張りの粗暴な熱心過剰もまた、選帝侯の理想像を幾分陰鬱にしている。ブランデンブルク選帝侯の基本的に非人間的なものは、一つの特徴であるが、その特徴の所為で、コールハース自身もクライストから褒められ非難されるのである。つまり彼の抽象的な「正義」であり、緊密に互いに結びついている二つの事柄を、その正義が空間的にも互いに分けるのである。それ故に、トロンカー門に対するコールハースの権利要



求は明白に承認されるが、権利を闘い取るのに必要でもあったと言えそうな彼の反乱は裁かれる、という内部矛盾の結果に至る<sup>81</sup>。クライストが小説の初めで、ある徳に溺れ「正義感」が彼を「盗賊、殺人者」にした (S. 5)、と主人公を非難しているが、それは別の意味でブランデンブルク選帝侯にも当て嵌まる。コールハースに対する訴訟を打ち切る可能性が提示される時、主要被害者のザクセン選帝侯が、利己的な意図ではあるが、やはりまたリュッツェンの恩赦に基づいて、ブランデンブルク選帝侯に頼るので、ブランデンブルク選帝侯は法的な言い逃れ—つまりザクセン選帝侯ではなくて皇帝自身が告訴しているという言い逃れ—を叱責してコールハースの恩赦を拒む。それ故にコールハースは、「権利」を騙し取られる一方で「権利」を与えられる。国民の期待をもブランデンブルク選帝侯は裏切る。コールハースが、「剣をもって死刑に処せられるべく」有罪の判決を下される時、選帝侯がこの罰を「大命によって...単なる長期の重刑に」(S. 83) 変更するものと皆は期待する。しかし逆説的には、それこそまさにあの非人間性なのである<sup>82</sup>。その都度特別な人間と彼のその都度特別な状態への、実用的な順応に対するあの欠如である。それは、人間間の善意が欠けているが故に、万人の万人に対する闘いの中で互いに関係を断つべきではない時には、契約の絶対的な遵守に固執しなければならないあの社会の、必然的な構成要素である。それ故にブランデンブルク選帝侯の「非人間性」は、純粹に個人的な特徴ではなくて、根本的には非人間的な社会構造を機能化するための、不可欠な前提である。そしてその非人間的な社会構造は、あらゆる個人の信頼によって支えられるのではなくて、各個人の各他人に対する不安によって支配されるのである。しかしそのような社会では、万人の了解を信頼して、法をその都度の事情に適合させたり、特別に正当であることは許されていなくて、万人の万人に対する不安故に、君主は固定した法形式の単なる管理人にならなければならない。こうして特徴的なことだが、

## S. 74

ゴイザウに依託して次のように言われている。コールハースに償いを与えてやろう、しかし「一個人を慮るために全体の平和を危うくするようなことはしないで」と。(S. 68) この処置の本来の動機は、その後ブランデンブルク選帝侯がザクセン選帝侯に宛てた手紙の中で、明白に浮き彫りにされる。「その際彼は、ナーゲルシュミットの依然たる暴行の際に…みせしめの範例確立がいかに必要であるかを説いた」(S. 79)。ブランデンブルク選帝侯をいかに讃美しているにせよ、こういう裁判の限界をクライストが見ていたことを、これ以上明瞭に証明するものは他にない。コールハースに対する死刑判決の根拠は、ただ形式的、法的であるが、核心においては党派的、政治的である。その判決は、たとえ理想的正義以上に見えようとも、決定的な点では、ドレスデンの誤審と大して変わらない。唯一本当に正しい解決は、コールハースの無罪判決であり、ウェンツェル・フォン・トロンカ及び関係する墮落国家役人すべての有罪判決であったろうし、本来の罪人の財産を償還請求して、コールハースから損害を受けたすべての人たちに、ザクセン国家が弁償することであったろう。なぜなら、国家の権利拒否の所為ではじめてこれらの損害のすべてが生じたからである。こうしてしかし本来焦眉の法律問題は、小説の結末を通じて採用されることは決してないし、況や解決されることはない。

二頭の馬と二、三の腐敗した役人を巡る闘い、自分の権利を国家に要求できるという全く具体的な個人の権利を巡る闘いから、殆ど「理想的な権利財産」<sup>83</sup>と権利一般の抽象的な原則問題を巡る闘いを作り出すことによって、クライストは闘争をむしろ「より高い水準」へ移している。社会形態に関係なく（それ故絶対主義国家においても）実現されるような自然法自体が存在するだろう、と信じる時の彼は、完全に当時の子である。しかしどうあって

もそのような国家は存在しない。またその闘争は、原則的な闘いとして、相変わらず国家或は二、三の特権階級による私的所有が問題にされるべきか否かに懸っている。当該の事件は確かに比較的些細であるが、その権利争いは確かに一度限り通用する法原則ではなくて、歴史化された原則を直接提起している。勿論その原則は、ブルジョア権利思想すべての基本である。つまり、財産に対する権利と国家による所有状態保護に対する権利である。クライストがこの歴史的に重要な訴訟を原則闘争へと変容しているのは、ともかくまだ市民階級と絶対君主のために尽している態度表明だと理解することができる。その絶対君主は、市民階級側に立って、中世封建国家の腐敗と個人的な特権に対して闘う。精々彼の（たいていは貴族の）助言者と役人に欺かれることがあるが、問題を明確に洞察する時には、啓蒙主君として彼の義務に従う。ヘッベルは

## S. 75

かつてこの関連で、興味深い問いかけをした。「クライストは世界組織の脆さを示す時に、それによって（このシステムを）称えているというよりも、むしろ崇めてはいないか」と<sup>84</sup>。私にもまるでクライストが、個々の国家下僕がいかに不十分にせよ、やはり国家が全体的には機能している様を示そうとすることによって、むしろ絶対国家の弁護のために貢献しているように思われる。もし彼が絶対君主への直接の讃歌を書いたならばそれは常に信じがたいままであったことだろう。

これらの事情が完全に隠蔽されるのは、クライストの描写を導くこの当面の利害関係を、文芸学者が形而上学的隠蔽によって識別不能にしようとする時であり、またこうして腐敗に溺れる貴族と成長する市民階級の階級に束縛された対決が曖昧にされ、「人間が置かれている歴史的現実への、また現実の中の聖なるものと根源的悪への人間の悲劇的束縛を、衝撃的に経験」<sup>85</sup>さ

せ、そして具体的な不正が「この世界一般の悪の背信的なシンボルに成長する」<sup>86</sup>時である。市民階級が、それが権利の先駆者であれ、すべての要求を自身に対してもとっくに断念し、そして確かに疚しくも、国家社会主義のパートナーになり得たこの遅い時点（1940）では、そのような葛藤は、コールハースのそれと同様、もはや具体的に話題になり得ない。それらの葛藤は象徴的にヴェールに隠れながら、体制順応の、抽象的に悲劇的な、それ故、危険の無い見せかけの葛藤に解釈を変えられる。こうしてクライストは、支配的なイデオロギーが次のように要求する時、血と大地の詩人、辺境の故郷詩人へと降格される<sup>87</sup>。「クライストはここで故郷の歴史に行き着いた。彼は歴史を最も深く自身の本質から体験し、肯定し、その中で信頼のできる世界を形成することができたからである。〈フェーブス〉の草稿がもう一つの正確な歴史的-地域的決定を避けていることは、題材に対する彼の姿勢の内的変化を表している。」<sup>88</sup>ゼントナー（Sembdner）はそれに対して次のように実証している。最初の草稿に「ザクセンに関わるすべての場所規定」（S. 245）が欠けている真の理由は、また、「後の草稿では、それに反して歴史的-具体生活基盤が、一忠実にではないが一正確に規定されている」<sup>89</sup>実際の理由は、クライストが故郷という概念の内的変化を体験したからではなくて、「フェーブス」がドレスデンで刊行されたからであり、クライストは、ベルリンで書籍出版の際にはもはや何ら指図がなかった政治的配慮をしなければならなかったからだ、と。

こうして、ゲーテ時代の市民文学の中でクライストの特別な位置を作り上げるものが、クライスト-文学の中では、世間並みの語り方を通じて繰り返し隠蔽される。彼と当時のブルジョア思考の広い主流とを分けるものがそうであるように。つまり、

## S. 76

慎重さ (phronesis, prudentia, prudence), 実用的分別からの、彼の急進的な離反である。その分別とは、アリストテレスからエドムント・ブルケ (Edmund Burke) まで、存在するものの急進的な改革あるいは革命からさえ期待できるものを持たず、ただ実用的にその都度の新しい状況に自己を合わせた人たちの哲学であった。ゲーテも確かに、自然科学と政治の中で、抽象的な方法の厳格さに反対して、また近代の自然科学と啓蒙主義の社会学の直接的感覺的に与えられたものを踏み越える理論形成 (例えばニュートンのようなもの) に反対して、もう一度コモンセンス (common sense) (そして同時に直接的感覺的観察) を呼び覚ました。なるほどクライストも結局は、具体的な事件、実際に生きた生活、個人の正義感と継続的に対決することによって、絶えずフランス啓蒙主義とフランス革命の抽象的権利意識を批判している—しかしこの権利意識が偽りであろうからではなくて、実践として実現することが (まだ) 不可能だからであり、実践と理論との間に歴史的に可能な統合を見つけることが、市民社会では不可能に思われるからである。コモンセンスを越えた人間の継続的理論的実践的な努力、社会の現実を思想と感情の努力によって変える努力—しかも純粹に偶然的なものとの対決の中で—。この努力をクライストは絶対に信用している。

では『ミヒャエル・コールハース』における正義の概念は我々に今尚どんな関係があるのか? 啓蒙主義、フランス革命そしてナポレオンの下ドイツにおいて形成されたように、正義の解釈は、ブルジョア権利思想の当時の同時代形式に対してさえ、そのようにアンビヴァレント (両面価値的) な態度を取るものであり、それ故に当時既に「反動的」だと思われねばならなかったものであり、我々に語るべきものは何もないだろうと言われるかも知れない。しかしそのような解釈は完全に誤りだろう。なぜなら、我々の今日的な

意味で進歩的思想財産を宣伝する時のみ、文学は我々に今日興味を惹き起こす、という仮定から出発しているからである。そのような解釈は素朴に単純であり、歴史的距離を顧慮せずにそれぞれの言語芸術作品の中に時代を超えて永遠の形成物を見る文学の、純粋に美的な分析であろう。最後に確認できるのは、我々の分析によれば、この小説は、語られた事実と法解釈に対するその潜在的にアンビヴァレントな姿勢の故に、そして、18世紀の抽象的な「自然」法学説に対するそのアンビヴァレントな姿勢の故に、単純に保守的でもなく全く明白に反動的でもない、ということである。クライストはつまり、まさにゲータからひどく叱責された「徹底したヒポコンドリー」によって、つまり彼の小説の急進的な帰結によって、既に市民組織自体の中にある諸矛盾を明らかにしている。そして同時に、

## S. 77

近代ヨーロッパ市民階級発生キーとなる年月に、このシステムを巡る論争において、彼は重要な声なのである。そのような人として彼は、我々が彼の解決の試みにもはや同意しえない時にも尚、我々の注目を浴びるのである。

## 注

## S. 79

- 41 国民のイメージと国民に対するプロシヤ国家イデオロギーのイメージにおけるルター的位置を記憶に呼び起こす時に、コールハースとルター関係を多分より良く理解できる。『我々は三つの絵で始まる小さな教理問答を見つけた。最初の絵は神様を示していた。赤白金色とりどりに飾り立てられ、頭には王冠を載せ、髭を波打たせ、手には王笏と十字架付き宝珠を持ち、足を雲形足台に置いている。二つ目の絵はマルチン・ルターを示している。白黒で画かれ、逞しい賢い農夫頭を持ち、バイブルを手をしている。第三の絵はプロイセン王である。国教会の首長で、華美な近衛兵の制服を着て、手を長い剣の上で支えている。—この三位一体は当時の、

少なくとも村の学校では、「教育学」の中心であった。しかし、国民の一般的素朴思想が刻印された像に対する少年期のそのような印象の効果を、

S. 80

高く評価することは全くできない』。Rudolf Ibbcken: *Preußen 1807-1813. 理念と現実としての国家と国民*。— Köln/Berlin: Grote 1970, S. 19. 国家を維持する同じ三つ組 (皇帝, ルター, ブランデンブルク選帝侯) は『ミヒャエル・コールハース』にも見出される。

- 42 E. Troeltsch: 「キリスト教教会とグループの社会理論」— In: *Gesammelte Schriften*. Bd. I. — Tübingen 1923, S. 432. W. Dilthey: 「ルネッサンスと宗教改革以来の世界観と人間の分析」も参照。— In: *Gesammelte Schriften*. Bd. II. — Leipzig 1914, S. 216.
- 43 Friedrich Engels: *ドイツ農民戦争*。— Berlin: Diez 1972, S. 52.
- 44 Horkheimer: 上述の文献, S. 128.
- 45 Vgl. Fricke: 上述の文献, S. 228.
- 46 Clifford A. Bernd: 「クライストの『ミヒャエル・コールハース』におけるルターの手紙。」— In: *雑誌ドイツ文献学*. 84/4, S. 627-633は、ルターの手紙は混乱している、それは修辞学的駄作であり、ルターの事情無知、あるいはもっと厄介なことに、彼の意識的事情歪曲を証明している、と述べている。
- 47 Martin Luther: 商売と暴利。— In: *Ausgewählte Werke*. (Hrsg. von H. H. Borchert) Bd. VI — München 1923, S. 123f
- 48 Martin Luther: 戦士たちも神の祝福を受けた状態にいられるか。— In: 上述の文献, S. 158.
- 49 Horkheimer: 上述の文献, S. 128.
- 50 Vgl. François Furet/Denis Richet: 上述の文献, S. 14.
- 51 Fricke: 上述の文献, S. 225.
- 52 Friedrich Gundolf: *Heinrich von Kleist*. Berlin: Bondi 1922, S.161.
- 53 Ruth Baumann: *ハインリッヒ・フォン・クライストの語り芸術研究。叙事的シーンの形成*。— Diss. Hamburg 1928, S. 23. Körner も同じように述べている: 上述の文献, S. 7. 驚くべきは Elmar Hoffmeister がまだ1968年に、『正義感に取り憑かれたコールハース』とルター (『合理的な、お上の支配を信頼する人物』) との間の、お上信仰的そして非合理的の対置を主張できる、と信じていることである。反啓蒙主義的感情を込めて、更に次のように語られている。『奉仕のまたは承認の姿勢で、感情の洞察を共に注目し、行動分野に移すことを悟性が学ばないならば、悟性的世界観の偏重は、それ故に重大な誤りにつながる。』Elmar Hoffmeister: *ハインリッヒ・フォン・クライストにおける欺瞞と現実* — Bonn: Bouvier 1968, S. 70.
- 54 Fricke: 上述の文献, S. 225.
- 55 Lucas も参照。上述の文献, S. 122 (Anm. 6).
- 56 Fricke: 上述の文献, S. 232.

- 57 *Germanisch-Romanische Monatsschrift* 20 (1970) S. 181の中の Otto F. Best : 「罪と赦し。クライストの『ミヒャエル・コールハース』における予言女と『護符』の役割について」, と反対に, 私は予言女のエピソードが『小説の最終部』を形成していることに固執したい。なぜなら, 語り手と読者は, 正に語られた時代からではなく語りの時代から出発しているからである。
- 58 *Nachruhm*, S. 636からの引用。
- 59 *Nachruhm*, S. 636f からの引用。Wilhelm Schäfer:, *Der Dichter des Michael Kohlhaas* — In: *Jahrbuch der Kleistgesellschaft 1933-1937*. — Berlin: Weidemann 1937, S. 31ff. も参照。

## S. 81

- 60 最も承認できるのは, 未だに Otto F. Best の解釈: 上述の文献, S. 186. である。『ジブシー女の形姿は...「復讐」の意図によって条件付けられた, コールハースとザクセン選帝侯間の, 最初は目に見えない結合に対する一種の「相関概念」だと解釈できる。』しかし『復讐』という概念に対する上述の私の反論と, 下記の John R. Cary に対する私の反論を参照。
- 61 John R. Cary:, *A reading of Michael Kohlhaas*. In: *PMLA* 85 (1970), S. 212.
- 62 上述の文献, S. 212.
- 63 上述の文献, S. 212.
- 64 上述の文献, S. 215.
- 65 Schulze-Jahde : 上述の文献, S. 118 ff.
- 66 Müller : 上述の文献, S. 112は「倫理的・政治的辞職」について語っている。
- 67 Fricke : 上述の文献, S. 236と Müller : 上述の文献, S. 111f. も同様に解釈している。
- 68 L. A. von Arnim の „Wintergarten“ からの, その上同じ目的にさえ奉仕するエピソードにこのモチーフが依存していることを, W. Kienast が, *Jahrbuch der Kleistgesellschaft 1923/24*.-Berlin: Weidemann 1924, S. 118ff. の中で指摘している。
- 69 Jost Hermand : 上述の文献, S. 67.
- 70 *Nachruhm*, S. 636. 多分 Johann Friedrich I. (1532-1547) のことだけが言われているのかも知れない。寛大な人と呼ばれていて, Mühlberg の戦いで皇帝 Karl V 世に敗れた。選挙侯の位にあった最後の Ernestiner (エルネスト家の系譜の人) であった。Wittenberg の降伏によって, 彼は Albertiner Moritz のために侯位と侯の国々を失った。彼はチューリンゲンの国々, Weimar, Jena, Eisenach, Gotha を獲得しただけであった。彼の敵対者は, 1539年, ブランデンブルクに宗教改革を導入したブランデンブルクの選帝侯 Joachim II 世. (1535-1571) であった。
- 71 クライストの反カトリック感情は, 繰り返し彼の作品や書簡の中で証明されている通り, 彼自身が改革を受けたプロイセン人であることによってのみならず, 彼が強くフランスの反教権啓蒙主義哲学の影響下にあったことによっても, 明らかにされる。



- 72 Best : 上述の文献, S. 184. 参照
- 73 Hermand : 上述の文献, S. 36. による引用。
- 74 Schulze-Jahde : 上述の文献, S. 131. は類似の解釈を代表している。Fricke : 上述の文献, S. 237. も「神の世界」を指摘している。「神の世界だけが効果的に指導的に混乱を解消し, 邪悪なものを高尚な目的に奉仕させ, 正, 不正, 運命の互いに纏れた糸を, 恵みと贖罪の光輝で柔和に照らされた全面的正義の中へ, 溶解することができる。」
- 75 「彼は普段は, そして彼女がたとえローマの予言女そのものであろうと, 彼女の言葉を信ずること出来ないだろうということ。」(S. 80)
- 76 Cary : 上述の文献, S. 214.
- 77 類似の誤解が, Jean Jaques Anstett.: A propos de „Michael Kohlhaas“ (『『ミヒャエル・コールハース』について』) — In: *Etudes germaniques* 14 (1959) S. 155に見出される。(『…彼女の死後, シブシー女エリザベートが生ずる』)。Clara Kuoni : ハインリヒ・フォン・クライストの女性体験における現実と理念。— Leipzig: Huber 1937, S. 246は, 同様に断定的に主張している。「シブシー女と死んだエリザベートとの謎めいた一致によって, 言わばコールハースの正義感<sup>じぎ</sup>は, 超越的な領域から直に承認され, 彼には十分な満足が贈られる。」それに

S. 82

- 反して, Best : 上述の文献, S. 186は, 予言女は「子供達と戯れ, 犬どもに親しげに嗅ぎ回られるが, そもそも幽霊めいたものを持たない」ことを示している。
- 78 Hoffmeister : 上述の文献, S. 93.
- 79 古記録は伝えている。『しかし憤懣がひどく大きかったので, 彼は車轢刑を宣告されてしまった。そして人々は彼に斬首の刑を宣告したかったのだが, 彼はそうすべきではないとナーゲルシュミットが妨げた。なぜなら, 彼等が同じ同志だったら同じ責任を負いたかったからである。それ故三人ともお互いに, ほとんど真昼の中へ連れ出され, 車輪の上に置かれ, それからコールハースは長い間, そして1ヶ月以上鮮血を出した。』Rudolf Schlösser: *Die Quellen zu Heinrich von Kleists Michael Kohlhaas*. — Bonn 1913, S. 10. からの引用。
- 80 プロイセンは, そして彼の選帝侯と王達は, それほど理想的ではなかった。フリードリヒ二世は1740年6月3日に拷問を廃止した, という繰り返し言及された例すらも誤りである。不敬罪, 売国罪, 殺害の場合は, 拷問も未だげに認められていた。この『処罰方法の画期的な変更』(Friedrich Giese)は, 実践においては何も変更しなかった。1745年には, 11515件の係属中の訴訟の内, 4594件が残っていた。『さらに弁護士会は, いわゆる修道会の総代理人の手中で, 殆ど既に醜く歪んだ機関になってしまっていた。』Rudolf Augstein: *Preußens Friedrich und die Deutschen*. — Frankfurt am Main: Fischer 1968, S. 203. 『Friedrichはそれ故, 団体が彼に, 彼の命令は法に違反すると宣告した時でさえ, 彼の意志を貫くことに固執した。』(Augstein : 上述の文献, S. 210.) 恣意的な政府司法介入が, まだ1779年

でもプロイセンでは実に当たり前だった様を, Müller Arnold の事件が教えている (Augstein: 上述の文献, S. 214.)。

- 81 それについては Schultze-Jahde: 上述の文献, S. 119. も参照。
- 82 Müller-Seidel: 上述の文献, S. 70. も参照。『そのような緊張関係は, 人間関係の直接性が法規定によって妨害される場合に, 常に新たに生ずる』。Huhn/Behrens: 上述の文献, S. 181. も参照。「法秩序は容赦なく権利を主張する。秩序を目の前にしてすべての特別性は脱落する。人を問わず秩序は原則に忠実のままである。それによってしかし秩序は, 原則にかまけて原則だけが仕えている理念を忘れる危険に陥るし, 形式的な合目的性のために, 正義の傍らを通り過ぎる危険に陥る」。
- 83 Körner: 上述の文献, S. 16.
- 84 *Nachruhm*, S. 259. より引用。
- 85 Martini: 上述の文献, S. 110.
- 86 Martini: 上述の文献, S. 112.
- 87 より詳細に, 私はこの歪みを, Kleist-Literatur の章「クライストは人種偏見を持っていたか?」— „Verlobung in St. Domingo“ のための文献との批判的対決 — の中で分析した。
- 88 Martini: 上述の文献, S. 110.
- 89 Martini: 上述の文献, S. 110.

### 〔訳者注〕

\*1 原文のタイトルは次の通り:

Peter Horn: Was geht uns eigentlich der Gerechtigkeitsbegriff in Kleists Erzählung „Michael Kohlhaas“ noch an?

(クライストの短編小説『ミヒャエル・コールハース』における正義の概念は我々に今尚一体どんな関係があるのか)

← „Heinrich von Kleists Erzählungen“ Königstein/Ts  
Scriptor-Verlag 1978

\*2 この頁数は原典の頁数を示す。以下これに従う。資料及び対照の役に立てたい意図から記載した。

\*3 引用はすべて Heinrich von Kleist: *Erzählungen*. — Gesamtausgabe, Bd. 4 — München: dtv. 1964による。

※※ 小説『ミヒャエル・コールハース』からの引用部については, 岩波文庫 吉田次郎 訳 昭和37年 を大いに活用させて戴いた。

(よこや・ふみたか 政治経済学部教授)